

地方財政審議会付議（説明）案件

令和5年2月24日（金）

（案件名）

令和4年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 虫明 徹

（内23511）

令和4年度2月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和4年度2月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

8,252億円（11月～1月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額）

・前年度2月期比 +1,215億円（+17.3%）

・本年度譲与累計額 21,659億円

（参考）前年度比 +3,124億円（+16.9%）

4 譲与日

令和5年2月28日（火）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和3年度譲与実績	18,535億円
令和4年度地財計画	19,986億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 5 年 2 月 2 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 5 年 2 月 2 8 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和4年度2月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	37,594,100
青森	8,908,006
岩手	8,710,487
宮城	16,564,184
秋田	6,904,168
山形	7,685,068
福島	13,190,582
茨城	20,629,777
栃木	13,910,096
群馬	13,953,010
埼玉	52,849,805
千葉県	45,220,445
東京都	18,586,440
神奈川県	66,467,920
新潟	15,839,417
富山	7,446,081
石川	8,149,175
福井	5,518,020
山梨	5,828,228
長野	14,736,616
岐阜	14,238,185
静岡県	26,142,976
愛知県	54,272,011
三重	12,737,995
滋賀	10,171,736
京都	18,550,817
大阪	63,592,223
兵庫県	39,323,830
奈良	9,530,344
和歌山	6,638,522
鳥取	3,982,081
島根	4,829,137
岡山	13,588,353
広島	20,145,465
山口	9,656,885
徳島	5,177,640
香川	6,837,551
愛媛	9,604,948
高知	4,975,934
福岡	36,950,816
佐賀	5,838,791
長崎	9,442,875
熊本	12,508,074
大分	8,086,761
宮崎	7,696,214
鹿児島	11,428,414
沖縄	10,559,362
合計	825,199,565

(参考) 令和4年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：14,971億円

2月期譲与額（譲与制限後）：186億円（令和4年度累計 603億円）

2月期譲与制限額：733億円（令和4年度累計 1,941億円）

※ 譲与制限がない場合の年間譲与額 603+1,941=約2,544億円

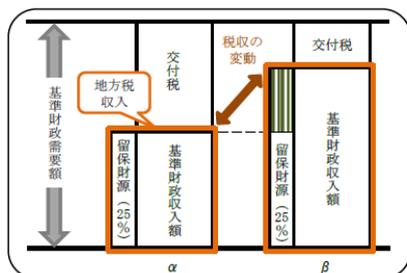
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

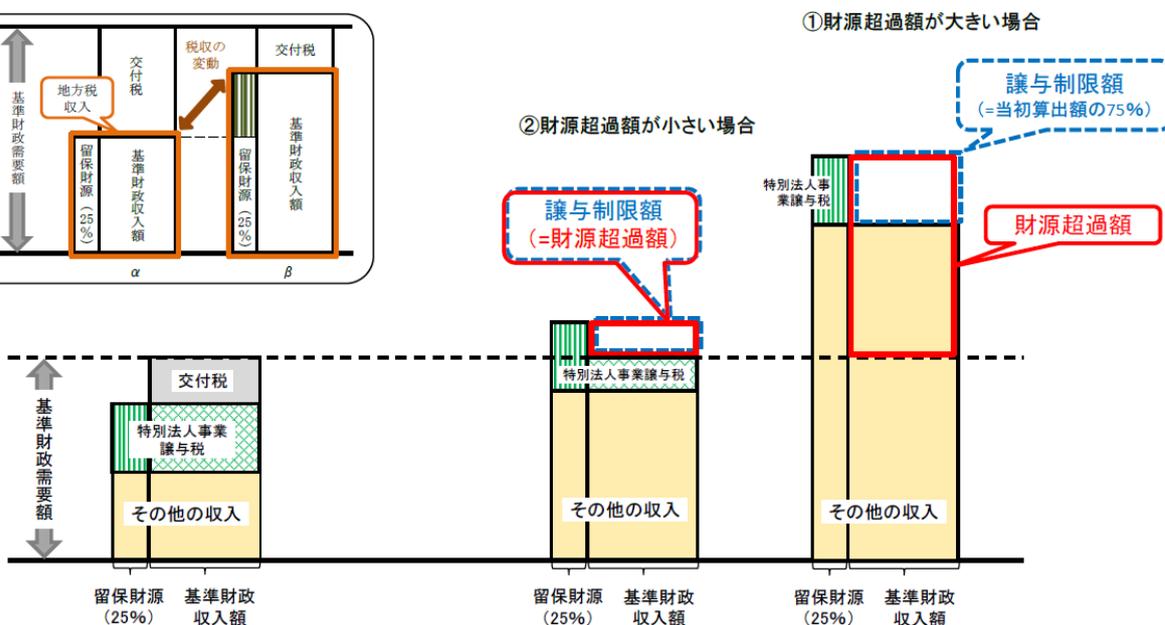
(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



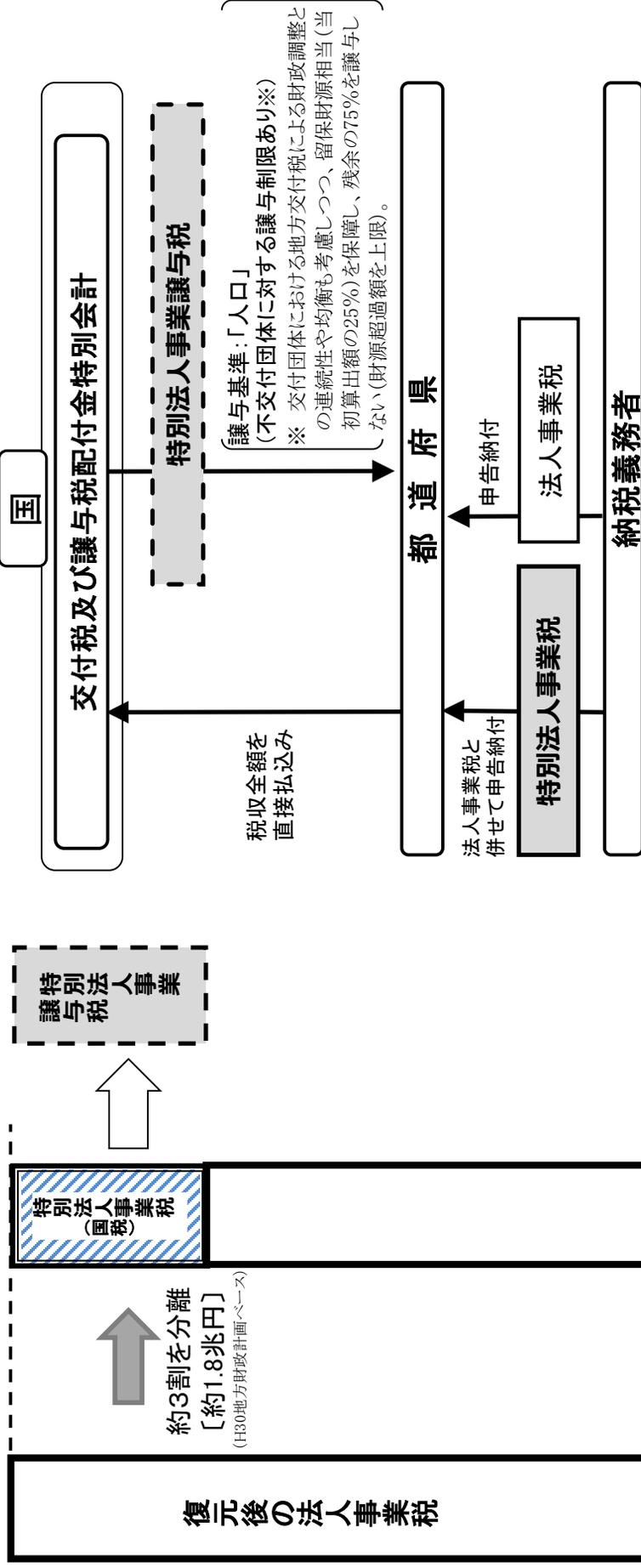
<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>



特別法人事業税・譲与税の概要

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

＜特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み＞



＜その他関連する事項＞

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置あり。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定あり。
- 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置あり。
- ※ 偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。

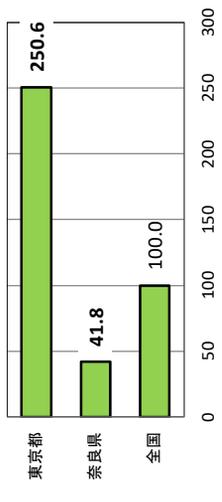
新たな偏在是正措置の考え方と効果

- 大都市における地方法人課税の税収は、県内総生産の分布状況と比較して集中している状況。この構造的な課題を解決することが必要。
- 新たな偏在是正措置の導入により、地方法人課税の税収と県内総生産の分布が概ね合致。

人口一人当たりの最大／最小

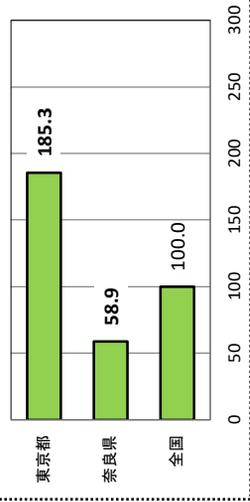
＜地方法人二税のみ＞
(偏在是正措置なし)

最大／最小: **6.00倍**



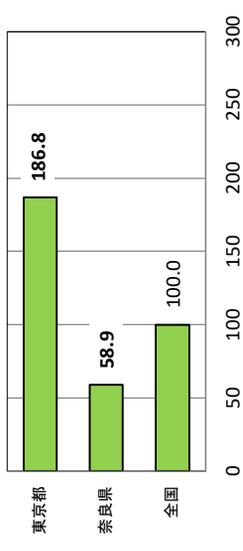
＜特別法人事業譲与税導入後＞
(人口による譲与+譲与制限)

最大／最小: **3.15倍**



＜県内総生産(修正)＞

最大／最小: **3.17倍**



全国シェア



※1 県内総生産(修正)は、県内総生産(名目)から、一般政府部門等を控除したもの。 ※2 地方法人二税の税収については、H25決算～H29決算～H29決算～H29決算については、H25決算～H29決算～H29決算～H29決算の5年平均である。